

**「市民利用施設の使用料見直しに関する基本的な考え方」  
に対する意見募集の実施結果について**

**1 実施概要**

(1) 意見募集期間

平成 27 年 11 月 24 日（火）から平成 27 年 12 月 22 日（火）

(2) 意見提出方法

郵送、FAX、Eメール又は市ホームページの電子申請システム

(3) 資料の閲覧・配布

市役所本庁舎 1 階市政情報センター、宮城野区・若林区・太白区情報センター、区役所総合案内、総合支所、各市民利用施設で配布のほか、市ホームページで掲載

**2 意見提出数(意見内容は別紙参照)**

(1) 提出者数

116 人・団体

(2) 意見数及び内訳

213 件（1 名につき複数提出分については複数件として集計している）

意見内容	件数
1 使用料見直し全般に関するもの	91
2 施設の経費と負担に関するもの	8
3 使用料体系に関するもの	75
4 その他	39
総 数	213



## 主な意見の概要と本市の考え方

## 1 使用料見直し全般に関するご意見(91件)

No.	ご意見等	本市の考え方
<b>(1) 肯定的なもの(15件)</b>		
1	○使用料の見直しは必要。(11件) ・施設維持のために使用料の見直しをすること自体は仕方ない。 ・受益者負担増は現在の人口動態や市の財政から考えると避けられない。 ・生活に余裕が無く、施設にほとんど行ったことがない。 ・利用する余裕がある人からはもっと使用料を取るべき。 など	改定の趣旨についてはご理解をいただきありがとうございます。他にいただいたご意見も踏まえ、最終的な改定案を早期にお示しいたしますとともに、改定による増収分を施設環境の向上へ活用するなど、より快適な施設サービスの提供に努めてまいります。
2	○仙台市の使用料は他都市と比較しても低く、使用料の見直しはやむを得ない。(2件) ・仙台市は他地域よりも使用料が安いというのは知っていたので、ある程度の値上げや基準の統一は仕方がない。 ・仙台市の公共施設は全国的にも低い使用料に感じるが、施設によって設定がまちまちで混乱をまねくことがあるため、料金体系の見直しには基本的に賛成。 など	改定の趣旨についてはご理解をいただきありがとうございます。他にいただいたご意見も踏まえ、最終的な改定案を早期にお示しいたしますとともに、改定による増収分を施設環境の向上へ活用するなど、より快適な施設サービスの提供に努めてまいります。 なお、ご指摘の通り、本市の使用料は、他の類似都市との比較でも低い方となっております。
3	○光熱水費や清掃等委託料以外の費用も使用料で賄うべき。(2件) ・光熱水費、清掃にかかる費用以外も、使用料で賄えた方が健全ではないか。 ・使用料の水準を決定するのに改修費や維持補修費が鑑みられていないのが疑問である。 など	改定の趣旨についてはご理解をいただきありがとうございます。他にいただいたご意見も踏まえ、最終的な改定案を早期にお示しいたしますとともに、改定による増収分を施設環境の向上へ活用するなど、より快適な施設サービスの提供に努めてまいります。 使用料で賄う経費の範囲については、施設の公共性から利用しやすいものとなるよう人件費や公債費などは市税等一般財源で賄うこととしているものでございます。
<b>(2) 否定的又は懐疑的なもの(76件)</b>		
4	○使用料の値上げは反対。(72件) ・使用料を払える人たちなら、最初から民間施設を借りるはず。市民から税金を徴収しておいて、さらに使用料を払わせるなど言語道断である。 ・多くの市民が施設をもっと気軽に利用できるようにしてほしいと願っており、そのためにも使用料の値上げだけは絶対にやめてほしい。 ・施設を使用しない市民でも、健康保険同様に(施設に係る経費を)負担することには問題を感じず、地域の芸術を支えるのは市民の義務である。 ・多くの市民が利用している現状で、利用しない市民から不満が出ているとは考えられない。 ・使用料の大幅値上げは、コンサート開催の機会を奪うのみならず、チケット代の値上げとして最終的には市民全体が音楽的文化的活動に触れる機会を奪うものである。 など	公共施設の使用料は、市税負担との関係で、施設を利用する方としない方の負担の公平性を確保する観点から、施設利用による受益者の方々から一定のご負担をいただくもので、適宜見直しを行っていく必要があり、この考え方は全国的に一般的なものです。 しかし本市では、昭和58年度の統一的な見直し以降、合併の経過等諸事情により改定を見送らざるを得ませんでした。近年の物価上昇傾向等を踏まえ見直すものです。 利用される方々のご負担も考慮し、今回の改定は、物価上昇分の反映を基本としつつ、具体的改定料金算定に基づく精査の結果や、この度いただきました多くのご意見等も踏まえ、施設種類ごとの現状を踏まえた改定とするとともに、経過的な措置も講ずる予定です。 最終的な改定案を早期にお示しいたしますとともに、改定による増収分を施設環境の向上へ活用するなど、より快適な施設サービスの提供に努めてまいります。
5	○4年ごとの改定において、光熱水費と清掃等委託料まで使用料の負担として改定していくようだが、使用料の負担が少なければ多少交通費がかかっても使用できるので、市民センターの使用料は今のままで据え置いていただきたい。(1件)	公共施設の使用料は、市税負担との関係で、施設を利用する方としない方の負担の公平性を確保する観点から、施設利用による受益者の方々から一定のご負担をいただくもので、適宜見直しを行っていく必要があり、この考え方は全国的に一般的なものです。 しかし本市では、昭和58年度の統一的な見直し以降、合併の経過等諸事情により改定を見送らざるを得ませんでした。近年の物価上昇傾向等を踏まえ見直すものです。 利用される方々のご負担も考慮し、今回の改定は、物価上昇分の反映を基本としつつ、具体的改定料金算定に基づく精査の結果や、この度いただきました多くのご意見等も踏まえ、施設種類ごとの現状を踏まえた改定とするとともに、経過的な措置も講ずる予定です。 最終的な改定案を早期にお示しいたしますとともに、改定による増収分を施設環境の向上へ活用するなど、より快適な施設サービスの提供に努めてまいります。 なお、有料施設全体として光熱水費と清掃等委託料を使用料で賄うことを目指してまいります。4年後の改定の検討においてはそこまで引き上げると決定している訳ではなく、それまでの物価上昇や社会経済情勢等を踏まえて総合的に判断してまいります。

6	○スポーツ施設の使用料の値上げは反対である。市営のスポーツ施設の重要な目的は「健康増進」であり、高齢者の医療費が増加する中、値上げにより高齢者の利用者が減ってしまい、医療費などの社会保障費用が増加する懸念がある。また、温水プールの料金が、指定都市の中で最も高額な料金体系であるのに値上げの必要があるのか。(1件)	民間施設では、管理運営経費等の全ての経費を使用料で賄っているところですが、施設の公共性や市民の皆様の活動を促進する観点から、施設が利用しやすいものとなるよう、人件費・公債費・維持補修費等は市税等で賄うものとし、少なくとも施設全体として光熱水費と清掃等委託料を使用料で賄わせていただくことを基本的な考えとしたものです。 なお、政令市の温水プールでは、1回あたりの利用料金が600円以上の市が4市(大阪市等)あるなど、本市の利用料金が特に高額とは考えておりませんが、次回以降の見直しに向けましては、今回の見直しに伴う利用数の変化等も十分踏まえながら検討してまいりたいと考えております。
7	その他(2件)	

## 2 施設の経費と負担に関するご意見(8件)

No.	ご意見等	本市の考え方
8	○人件費等も削減対象にしつつ、施設の利用率を上げればその分職員の方の人件費も上げられる様な、職員の方が「もっと頑張りたい」と思わせる様な方向での削減方法を考える必要もあるのではないかと。(4件)	人件費を含む様々なコスト削減についてはこれまでも行財政改革計画等に基づき確実に進めております。また、施設稼働率を高めることについては、重要な課題と考えており、まずは市民に身近な施設において、年間パスや回数券制度を設けるなど利用しやすい環境づくりを進めるとともに、魅力ある企画やイベントの実施等による利用者数の増加なども図ってまいります。
9	○現状の経費と財源の内訳について、施設ごとに内訳の割合は違うと思う。今回の使用料引き上げではその施設ごとに、光熱水費と清掃委託料を算出して料金を決定するのか。(3件)	光熱水費と清掃等委託料を賄うということについては、それぞれの施設にこれを当てはめて料金を設定した場合、例えば現在の受益者負担率が低い施設の料金の引き上げ額はとも高額となってしまいます。この光熱水費と清掃等委託料については、あくまでも有料施設全体として、必要最小限の費用を使用料で賄える使用料体系の構築を目指すという受益者負担の基本的な考え方を設定したいと考えたもので、個々の施設ごとにこれを適用するというものではございません。
10	○受益者負担の適正化を図ること、また今後の施設管理経費の増加への対応を図ることは了解であり、その対応として歳入増加が必要という観点は理解できる。しかし使用料の値上げによって利用件数が減り、結果として稼働率が落ち、遊休資産を増やし、指定管理料が無駄になる恐れがあると危惧している。有料施設の稼働率を高めることで、使用料収入を増やすことが可能と考えており、稼働率を高める対応を指定管理の仕様に含めることなどを提案する。(1件)	ご指摘の通り、受益者負担を向上させる手法としては、使用料の見直しだけではなく、人件費を含むコストの削減や、施設の稼働率や来場者数の向上なども大切なものと考えています。 これまでも様々な取り組みができたところですが、例えば年間パスや回数券制度の活用施設の拡大や、魅力ある企画やイベントの実施等による利用者数の増加なども関係部局と連携しながら取り組んでまいります。 指定管理者制度に係るご意見については、所管部局にお伝えいたします。

## 3 使用料体系に関するご意見(75件)

No.	ご意見等	本市の考え方
<b>(1) 使用料体系全般(21件)</b>		
11	○使用料体系の整理については、案のとおりでわかりやすい。(1件)	市民の皆様にとって分かりやすい使用料体系となるよう引き続き努めてまいります。
12	○使用料体系の整理については、施設の特性・多様性を考慮した見直しとすべき。(8件) ・曜日別、時間帯別、営利非営利については、一律にしてしまうことによって、各施設の理念や事情、特性を損ない、多様性を奪う結果になると思われるので反対である。 ・使用料体系が複雑化してきたというのは、それだけニーズに添えてきたということであり、施設のあり方を考慮したうえでの見直しを希望する。 など	今回の見直し案は、現行においても一定の施設で曜日別・時間帯別・入場料別・利用目的別の料金設定を行っている現状を踏まえたものですが、これらの使用料体系を全ての施設類型について統一しようとする、新たに設定する施設類型については改定幅が特に大きくなる使用料区分が生じるため、ご意見も踏まえまして、現行の使用料体系を基本としつつ、施設類型ごとに体系を整理することといたします。
13	○「V3(3) 営利関係利用料金」の①について、これがどのような団体(非営利組織・営利組織)あるいは個人に当てはまるか明確でない。同じく①②について、入場料による割増率と営利目的による3倍の割増率の関係性が不明確でわかりにくい。(1件)	入場料の額による割増と、営利目的の場合の割増とを、「営利関係利用料金」として記載したことについては分かりにくいものであったと考えており、お詫びいたします。 この2つは基本的に別のものであり、入場料の額に応じ使用料の割増を行うことについては、使用する団体や個人の目的を問いません。 入場料徴収の有無に関わらず、明らかな営利目的での専用利用の場合には、入場料の額による割増率のうち最も高額な場合の区分と同じ、3倍の割増率を適用することとしております。

14	<p>○スポーツ施設のみプロスポーツの特殊性により現行制度を基本としているが、文化芸術についてもアマチュアとプロの区分を用いてはどうか。(3件)</p> <p>・文化芸術においても、プロという認識を用いてもよいのではないのか。スポーツと文化芸術の判断を別々にすることに疑問を覚える。</p> <p>・スポーツ施設にプロの利用を考慮するように、ホールも同様の特殊性があり考慮が必要である。</p> <p>など</p>	<p>スポーツ施設の場合、現在その大半が使用目的(アマチュアスポーツ、プロスポーツ、スポーツ以外)と入場料及び営利目的利用の有無を組み合わせた料金区分を設定しており、プロスポーツや興業での利用があるとといった特殊性がありますことから、現行制度を基本として統一を図ることにしたものです。</p> <p>スポーツの場合はプロか否かの判断基準は明確ですが、一方で文化芸術の場合はプロとアマチュアの線引きや確認が難しい面があり、文化芸術活動のために主に利用されるホール系施設などにつきましては、現行制度を基本としつつ整理することといたします。</p>
15	<p>○スポーツ施設の使用料値上げが無いのはなぜか。(5件)</p> <p>・スポーツに対する配慮があるにも関わらず、文化・芸術の催しに対する値上げは不公平感がある。</p> <p>・スポーツ施設こそ、利用人数も多く、集客も多いはずではないのか。</p> <p>など</p>	<p>営利関係利用の整理の項目において、「スポーツ施設を除く」との記載があることについてのご指摘かと思えます。</p> <p>スポーツ施設につきましても、他の施設と同様、基本的な使用料は見直しを行います。</p> <p>また、営利関係利用料金の整理につきましては、その引上げを目的としているのではなく、各施設でバラバラになっている区分や割増率について一定程度の統一を図ることを目的としておりまして、スポーツ施設につきましては現行制度に合理性があると考えられますので、現行制度を基本に統一を図ることとしたものです。</p>
16	その他(3件)	
<b>(2) 曜日別使用料に関するもの(3件)</b>		
17	<p>○土日祝日の利用料の割増に反対。(3件)</p> <p>・働いている人たちが市民センターを利用する場合、どうしても休みの日となってしまうので、土・日・祝日の使用料値上げには反対である。</p> <p>・舞台公演はできるだけ多くの方に観て触れてもらいたいからこそ、土日祝日の公演になる。利用者からすると稼働率、利用頻度の高いところほど使用料を下げる等の発想はないのか。</p> <p>など</p>	<p>今回の見直し案は、現行においても一定の施設で曜日別の料金設定を行っている現状を踏まえたものですが、これを全ての施設類型について適用しようとする、新たに設定する施設類型については改定幅が特に大きくなる使用料区分が生じるため、ご意見も踏まえまして、現行の使用料体系を基本としつつ、施設類型ごとに体系を整理することといたします。</p>
<b>(3) 時間帯別使用料に関するもの(2件)</b>		
18	<p>○夜間で電気料金等のコストが増えるというのは、どのような施設を想定しているのかわからない。(2件)</p> <p>・一般的な音楽ホールでは、日中も夜間も照明などのコストはほとんど変わらないと思われる。</p> <p>・市民センターの貸室でも室内が暗ければ電気をつけるのに、そこで差をつけるのは疑問がある。</p> <p>など</p>	<p>今回の見直し案は、現行においても一定の施設で夜間料金の割増率設定を行っている現状を踏まえたものですが、その理由を鑑みるに、電気料等の夜間の場合のコスト増と考えると、その統一を図ろうとしたものです。</p> <p>一方、時間帯別の使用料体系を全ての施設類型について統一しようとする、新たに設定する施設類型については改定幅が特に大きくなる使用料区分が生じるため、現行の使用料体系を基本としつつ、施設類型ごとに体系を整理することといたします。</p>
<b>(4) 入場料を徴収する場合の使用料に関するもの(32件)</b>		
19	<p>○入場料を徴収する場合の使用料引き上げについて、1,000円未満で2倍、1,000円以上で3倍という基準は見直すべき。(30件)</p> <p>・入場料を徴収した場合の引上げ率が従来に比べて飛躍的に増えるのは、文化・芸術を糧とする市民にかなり厳しい措置である。</p> <p>・入場料を徴収する場合でも、非営利な活動は多くあるので、その分類(営利・非営利)をより現実に即した形で分類できればよい。</p> <p>・入場料を徴収しても既存の舞台系団体の大半は赤字である。どうしても使用料を値上げしようとするなら、お金のある老人などからとるべき。</p> <p>・施設自体の稼働率そのものをさげしてしまうことになり、市民の活動(文化、芸術のみならず全般的に)そのものを縮小させかねない。</p> <p>など</p>	<p>今回の見直し案は、現行においても一定の施設で入場料を徴収する場合の割増料金を設定している現状を踏まえたものですが、今回お示した統一案を全ての施設類型に適用しようとする、新たに設定する施設類型については改定幅が特に大きくなる使用料区分が生じるため、ご意見も踏まえまして、現行の使用料体系を基本としつつ、施設類型ごとに体系を整理することといたします。</p>
20	<p>○入場料を徴収するものが、「営利活動」とひとくりにされている点に問題を感じる。(2件)</p> <p>・入場料をとるものを一律に値上げしてしまうと、市民の先端的な文化芸術活動や若い人たちの意欲が失われてしまう危険がある。</p> <p>・1円でも入場料をとれば儲けが出るはずだから営利目的と見なす、というのは興行を行ったことのない人の考え。おそらく、仙台市の芸術団体が営利目的で施設を使用している団体はない。</p> <p>など</p>	<p>入場料の額による割増と、営利目的の場合の割増とを、「営利関係利用料金」として記載したことについては分かりにくいものであったと考えており、お詫びいたします。</p> <p>この2つは基本的に別のものであり、入場料の額に応じ使用料の割増を行うことについては、使用する団体や個人の目的を問いません。</p> <p>入場料徴収の有無に関わらず、明らかな営利目的での専用利用の場合には、入場料の額による割増率のうち最も高額な場合の区分と同じ、3倍の割増率を適用することとしております。</p> <p>今回の見直し案は、現行においても一定の施設で入場料を徴収する場合の割増料金を設定している現状を踏まえたものですが、確かに今回お示した統一案を全ての施設類型に適用しようとする、新たに設定する施設類型については改定幅が特に大きくなる使用料区分が生じるため、ご意見も踏まえまして、現行の使用料体系を基本としつつ、施設類型ごとに体系を整理することといたします。</p>

(5) 営利目的利用の場合の使用料に関するもの(13件)		
21	○「営利目的」の定義について、再度検討すべき。(8件) ・借手が「営利法人」か「非営利法人」かで区別すべきで、物品を販売するかどうかや入場料徴収の有無で区別すべきではない。 ・非営利な団体にも使用料の割増となると、活動の足かせになり、社会貢献活動を抑制する結果となるため、反対である。 など	物品の販売等の営利目的での利用の場合に料金を3倍とすることについては、営利目的での利用自体を禁止している施設等を除き、現行でも多くの施設での共通の取り扱いであり、今回の見直しでは基準の統一化を目的として整理したものです。 例えば、営利企業など利用主体に着目した割増設定という考え方は、選択肢の1つであると考えますが、これを制度化する場合は、現行の市民利用システムによる利用申請における確認方法や、営利企業でも慈善的な活動の場合の取り扱いなど、いくつか課題がございますので、次回の見直しに向け、具体的な対応方針を整理してまいります。
22	○営利目的の具体的な定義(事例)を示す必要がある。(2件)	現行で想定している定義は「物品や権利の販売、有償サービスの提供、これらのための宣伝行為」ですが、見直し後もその運用状況を把握いたしまして、各施設で取扱いが異なることのないよう努めてまいります。
23	○営利・非営利の考え方として、他都市の考え方が参考になると考える。(1件)	本市では、営利目的の定義を「物品や権利の販売、有償サービスの提供、これらのための宣伝行為」、入場料等の定義を「入場料、会費その他名称のいかんを問わず入場者が主催者に支払う料金」と想定しております。 ご意見も踏まえまして、他都市の状況なども把握しつつ、市民の皆様にとって分かりやすく公平な使用料体系となるよう引き続き努めてまいります。
24	その他(2件)	
(6) 減免制度に関するもの(4件)		
25	○利用目的や利用対象者による、使用料の割引や減免についても検討すべき。(4件) ・社会的に孤立しやすい状況にある人たち、支援が必要な状況にある人々を対象とした企画のための利用等に対する割引料金を設定して欲しい。 ・減免団体の利用割合も明らかにした上で、その適正な負担のあり方を考えるべきである。 など	施設使用料の設定は、基本的な使用料を設定した上で、施設の設置趣旨を踏まえた減免制度を設けることにより、利用を促進するという手法が多くとられています。 次の検討課題としましたこの減免制度については、現状かなり複雑化しているため検証が必要ですが、施設設置趣旨を踏まえた減免制度は今後も必要と考えています。

#### 4 その他のご意見(39件)

No.	ご意見等	本市の考え方
(1) 定期的な見直しに関するもの(3件)		
26	○定期的な見直し等のための仕組みづくりの記述に関しては、具体的なロードマップも無く、積極的な取り組みが見えてこない。(1件)	今回の見直しは、30年以上見直しがなされなかったことを重くとらえ、まずは、各施設の現行の使用料水準をベースとしつつ、全体としての物価上昇率を踏まえた基本料金の改定を行うとともに、施設類型ごとの使用料体系の可能な整理を行うものです。 今後の課題として認識している事項については、次回の改定時の反映を目指して着実に検討を進めてまいります。
27	○定期的な見直し等のための仕組みづくりについて、改定の検討が柔軟になされるのは良いことだと考える。(2件) ・施設と市民からの声をくみ取り、公益性に十分配慮した仕組みづくりを望む。 など	今回の見直しにあたり整理した基本方針、定期的に検証すべき視点や手法、庁内における検討体制や役割等を定め、毎年度の受益者負担の状況の検証や、概ね4年ごとの改定の検討等を行ってまいります。 改定にあたっては、今後ともより分かり易くお示し、多くのご意見をいただけるよう努めてまいります。
(2) 各個別施設に関するもの(9件)		
28	○そもそも、個別の施設により設備や使い勝手に差があるため、使用料見直しにあたってはそれらについても考慮すべきである。(3件) ・施設により運用がマチマチであり、困惑することが多々ある。 ・施設によって設備、使い勝手などかなりの差異がありますのでバランス良くすべき。 など	今回の見直しは、30年以上見直しがなされなかったことを重くとらえ、まずは、各施設の現行の使用料水準をベースとしつつ、全体としての物価上昇率を踏まえた基本料金の改定を行うとともに、施設類型ごとの使用料体系の可能な整理を行うものです。 ご指摘の点につきましては、今後の見直しの中で、実態を十分把握しながら検討してまいります。
29	○附帯設備機器の陳腐化・老朽化が顕著であり、使用料値上げが必要ならば、それに見合う利用環境を整えてもらいたい。(1件)	今回の見直しによる使用料の増収分については、施設の修繕や、ご指摘いただいた附帯設備の老朽化に活用するため、来年度予算の増額を含め検討してまいります。

<p>30 ○3.使用料体系の整理「(1)曜日別料金の整理」に関し、市が所有する文化的財産や教育に関わる知的財産の提供の場(博物館など)における「入園料・観覧・入館料」と、その他の「施設利用料」は分けて考えるべき。前述の場合は、特に未来を担う人材育成に大きく作用し得るものと考えられ、料金形態は現状維持が望ましい。これらの施設の不足金を集める手だての1つとして、集客企画の定期開催(若干の参加料徴収)を掲げる事ができる。(1件)</p>	<p>今回の見直しは、30年以上見直しがなされなかったことを重くとらえ、まずは、各施設の現行の使用料水準をベースとしつつ、全体としての物価上昇率を踏まえた基本料金の改定を行うとともに、施設類型ごとの使用料体系の可能な整理を行うものです。 各施設の企画展示等については所管部署にもお伝えし、その魅力の向上に努めてまいります。</p>
<p>31 その他(4件)</p>	
<p><b>(3)パブリックコメント、具体の改定使用料に関するもの(9件)</b></p>	
<p>32 ○意見募集の期間が短すぎる。(4件) ・十分に告知していないにもかかわらず、意見募集期間が短すぎる。 ・この先に提案と意見募集が何度か重ねられるようお願いしたい。 など。</p>	<p>今回の意見募集期間については、本市におけるパブリックコメントの基準に準拠し、概ね1ヶ月といたしました。また、意見募集の手法につきましては、市政だよりや市ホームページなど本市の一般的な手法に加えて、実際に施設を利用される団体や個人の皆様のご意見を幅広くお聞きするため、各市民利用施設にも資料を設置させていただいたところがございますので、なにとぞご理解いただきますようお願いいたします。</p>
<p>33 ○詳しい使用料の一覧を具体的に示してほしい。(3件)</p>	<p>今回、このパブリックコメントの結果等を踏まえた改定案の概要をお示しいたしますとともに、近日中に第1回定例会の条例改正案による全施設の改正内容をお示する予定です。</p>
<p>34 その他(2件)</p>	
<p><b>(4)無料施設の有料化に関するもの(3件)</b></p>	
<p>35 ○老人福祉センターでは各室が無料で利用出来る。ダンス等で入場料を徴収している場合はぼろ儲けの状況。市民センター(有料)との整合性を計ることに先に取り組みべきかと思う。(1件)</p>	<p>今回の見直しは、30年以上見直しがなされなかったことを重くとらえ、まずは、各施設の現行の使用料水準をベースとしつつ、全体としての物価上昇率を踏まえた基本料金の改定を行うとともに、施設類型ごとの使用料体系の可能な整理を行うものです。 ご指摘の点につきましては、今後の見直しの中で、実態を十分把握しながら検討してまいります。</p>
<p>36 ○無料施設は無料のままにできないのか。(1件)</p>	<p>現在無料の施設であっても、施設の設置目的や利用方法の点で有料施設との差異がなく、受益者負担の観点から見直しが必要となる場合もあるものと考えております。 実態を十分把握しながら検討してまいります。</p>
<p>37 ○「受益者負担」のことを言うなら、図書館利用者からも徴収すべきである。(1件)</p>	<p>図書館法第17条の「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」と定められていることによるものです。</p>
<p><b>(5)公共施設全体のマネジメントに関するもの(8件)</b></p>	
<p>38 ○市有建築物の増加を抑えることで、費用の削減ができるのではないか。(8件) ・維持すべき施設を減らす検討は充分か。人口減少傾向が目に見えているのに、それほど多くの施設を維持する必要があるのか。 ・人口減少社会の到来を予想できている中、それに合わせて施設数を検討するというのは、あって当然ではないかと思う。取り壊しにも費用はかかると思うので、例えば民営化などの方向での対策はどうか。 など</p>	<p>平成25年度に策定した「仙台市公共施設総合マネジメントプラン」では、施設の長寿命化による現有施設活用の徹底と併せ、施設の質・量の適正化につきましても、取組方策として掲げ、現在その具体化に向け取り組んでいるところです。またこれまでも、各施設への指定管理者の導入によりコスト削減を図るとともに、管理経費についても縮減を続けてまいりましたし、今後もその取り組みは変わらないところです。 このような取組みを行っただけで、今回の見直し案は、既存施設の維持管理経費の一部を一定の考え方で負担いただき、将来にわたり安定的な施設運営を行うためのものですので、なにとぞご理解をいただきますようお願いいたします。</p>

(6)その他(7件)	
<p>39) ○さまざまな助成をいただいても、赤字を出さないようにするのはかなり大変なことであり、現場から若い人がどんどんいなくなっている。仙台市の大切な資産、人材を育てながら、施設を維持する知恵がこれからはますます必要だと思う。これから自治体が生き残るためには、文化芸術活動が活発であることは必須であり、芸術活動へのリスペクトを同時に育てる努力が必要だと思う。(1件)</p>	<p>公共施設の使用料は、市税負担との関係で、施設を利用する方としない方の負担の公平性を確保する観点から、施設利用による受益者の方々から一定のご負担をいただくもので、適宜見直しを行っていく必要があります、この考え方は全国的に一般的なものです。</p> <p>しかし本市では、昭和58年度の統一的な見直し以降、合併の経過等諸事情により改定を見送らざるを得ませんでした。近年の物価上昇傾向等を踏まえ見直すものです。</p> <p>利用される方々のご負担も考慮し、今回の改定は、物価上昇分の反映を基本としつつ、この度いただきました多くのご意見等も踏まえ、施設種類ごとの現状を踏まえた改定とするとともに、経過的な措置も講ずる予定です。</p> <p>最終的な改定案を早期にお示いたしますとともに、改定による増収分を施設環境向上への活用するなど、より快適な施設サービスの提供に努めてまいります。</p> <p>ご意見については、所管部局にもお伝えいたします。</p>
<p>40) ○使用料を見直すことでどれくらい影響があるのかを示してほしい。(3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料の低下が思ったよりも激しく増収に至らなかったということにならないように、慎重かつきめ細かい検討を望む。</li> <li>・使用料見直しにより、どれだけの人たちが公演をあきらめることになるのかという試算を早急に示していただく必要性を感じる。</li> </ul> <p>など</p>	<p>今回の見直しによる改定は、経過的な措置も含め、引上げ上限を設定することとし、市民の皆様の施設利用の妨げとならないよう、最大限考慮したものと考えていますが、今後毎年度、各施設の利用状況等を把握し、次回以降の見直しの検討の際には、今回の見直しに伴う利用状況の変化等も十分踏まえてまいります。</p>
<p>41) ○V5市民利用施設にかかるサービスの拡充について、基本的な考え方として使用料をとりサービスを提供するという意識であるならば、2倍・3倍の使用料を支払うということは、2倍・3倍のサービスを提供すると考えるのが一般的である。その使用料によってのサービスの違いも提示すべきである。(例：普通郵便、速達郵便など)(1件)</p>	<p>民間施設では、管理運営経費等の全ての経費を顧客の負担で賄った上で、当然ながら顧客の負担の多寡によりサービスの質に差を設けています。</p> <p>これに対し公共施設における料金の各種割増は、例えば、営利目的利用よりも一般市民の方々の利用を優先すべきことといった様々な理由、経過等により設定されているもので、一概に比較は難しいものと考えておりますのでご理解いただければと思います。</p>
<p>42) ○施設の利用対象者は「仙台市民」なのか、「市外在住者」なのか。税金を納めているのは「仙台市民」であり、これ以上負担を押し付けないでほしい。各区役所で休日に一部開放で駐車場を利用するサービスの際に「仙台ナンバー」と「その他ナンバー(宮城ナンバー含む)」で区別した料金設定をしてみても如何か。「仙台市民」が利用できずに不利益を被るのは如何なものか。「市外在住者」が図々しすぎる。(2件)</p>	<p>今回の見直しは、30年以上見直しがなされなかったことを重くとらえ、まずは見直しの第一段階として、全体としての使用料水準や料金体系といった基本的な部分の整理を行うこととしたものです。</p> <p>ご指摘の仙台市民の方とそうでない方との区別につきましては、施設の性格や他都市や周辺自治体の状況とも踏まえ、今後の見直しにおいてその可能性を含め検討してまいります。</p>